# 平成24年度第1回 長崎地域福祉有償運送運営協議会 会議録

#### 事務局

定刻となりましたので、ただいまから、平成24年度第1回長崎地域福祉 有償運送運営協議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中ご出席いただきましてあ りがとうございます。

私は、会の進行を務めさせていただきます、長崎市障害福祉課の大賀と申 します。よろしくお願いいたします。

## 事務局

まず始めに、長崎市障害福祉課長の辻田がご挨拶申しあげます。

# 課長

皆さんこんにちは、長崎市障害福祉課の辻田でございます。

本日は、平成24年度の第1回目の協議会ということになりますが、委員 の改選の時期にあたりまして、先だって委員の就任のお願いを申し上げまし たところ、皆様にはご承諾をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

このあと協議会におきましては、会長の選任、平成23年度下半期の実績報告、登録の有効期間満了に伴います更新登録についてを議題とさせていただいております。皆様にはそれぞれ忌憚のないご意見をいただければと思っております。

本日は、よろしくお願いします。

# 事務局

それでは、今回、委員の改選があって初めての協議会となりますので、委 員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

次に、事務局の紹介をいたします。

(事務局紹介)

次に、協議会の定足数についてご報告いたします。

本日の協議会については、委員20名のうち、代理出席が1名ありますが20名が出席されており、長崎地域福祉有償運送運営協議会設置要綱第7条第2項で規定する過半数に達しておりますので、本日の協議会は成立することをご報告申し上げます。

続きまして、会議及び会議録の公開について皆様におはかりします。この 運営協議会は、傍聴の申し出があった場合、傍聴を認めております。また、 会議録につきましても、委員名をアルファベットのA、B委員と記載し、ホ ームページで公開いたしておりますが、本日の内容につきましても同意いた だけますでしょうか。

(異議なし)

## 事務局

ありがとうございます。

それでは、これまでと同様に公開させていただくことといたします。

引き続きまして、本日の配布資料の確認を行います。

お手元に5種類の資料を配布いたしております。A4縦1枚の本日の「次第」、同じくA4サイズのもので座席表、「平成24年度第1回長崎地域福祉有償運送運営協議会資料」、「別冊資料①」、「別冊資料②」以上の5種類でございます。お手元にあることをご確認ください。

なお、「別冊資料①」「別冊資料②」につきましては、表紙にも記載いたしておりますが、後程回収いたしますので、協議会終了後、自席に置いたままご退席ください。

それでは早速、本日の議題に移らせていただきます。先だって皆様には委員への就任を文書でお願いしたところでございますが、この協議会の任期は 2年となっております。

今回、新たな任期となりますので、まず会長の選任を行います。

お手元の運営協議会資料2ページの「長崎地域福祉有償運送運営協議会設 置要綱」をご覧ください。

第5条第2項にありますとおり、「会長は委員の互選により定める」とありますが、どなたか、ご推薦いただきたいと存じます。

## A委員

これまで会長を務められています長崎大学大学院・環境科学総合研究科の 杉山委員が、学識経験者としての公平中立な立場の委員であります。適任と 考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。

#### 各委員

(異議なし)

#### 事務局

ありがとうございます。ご意義がありませんでしたので、杉山委員さんに 会長をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、会長席へ移動をお願いし ます。

なお、会長に代わり職務を代理する副会長につきましては、要綱第5条第4項の規定により、「会長の指名した者を充てる」こととなっておりますので、会長にご指名いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

# 会長

原委員を副会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 事務局

それでは、原委員、よろしくお願いいたします。恐れ入りますが副会長席 へ移動をお願いします。

それでは、議事に移りたいと思います。ここからの議事進行につきまして は、杉山会長、よろしくお願いします。

それでは、皆様おはようございます。この度、会長を仰せつかることになりました。この運営協議会いろんな問題が発生したりしますが、皆様方からいろんな形でご協力いただいてこれからも進めていきたいと思います。新たにその他の問題が起こることはないかなと思いますけども、今後いろんな問題が起きました場合には、進行管理していきたいと考えております。今後とも皆様方のご協力を賜りたいという風に思います。よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。次第の「3議事(2) 平成23年度下半期における福祉有償運送実績報告」についてですけども、 まずは事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

#### 事務局

それではお手元に配布しております資料によりご説明いたします。

運営協議会資料の4ページ、3事業者の会員数の推移と運送実績をまとめたもの、それから5ページの運送回数・対価等の推移をまとめたもの、それから別冊資料①で実績報告に係る書類の写しを冊子にいたしましてお配りしております。別冊資料①の表紙をめくって最初のページをご覧下さい。3事業者の平成23年度下半期の実績報告にかかる提出書類の一覧となります。なお、事業者から提出された資料のうち、運転者の資格や損害賠償の保険にかかわる部分につきましては、既に事務局で書類審査・確認を行っておりますので、今回の資料には添付をしておりません。

まず、ほほえみながさきさんについて、資料1ページの実績報告書をご覧ください。

24年3月末時点での登録会員数は38名、自動車数は18台となっております。次に資料2ページから3ページまでは旅客の名簿です。34番から38番の方につきましては、下半期での新規登録会員となっており、4ページから6ページはその方々の身体等状況票となっております。利用目的は全

てが通院でございます。

次に浦上の丘さんについて、8ページの実績報告書をご覧ください。平成 24年3月末での登録会員数は89名となっておりますが、ここに記載され た数字は旅客範囲ごとの対象者数であり、利用者の延べ人数となります。登 録者実人数は68名となっております。

9ページから12ページは旅客の名簿でございます。11ページの下のほうからでございますけども、56番から68番の方が下半期に新規登録をされた方で、13ページから19ページに身体等状況票を添付しております。 新規登録会員の利用目的は、全てが通院となっております。

最後に、21ページからは恵仁会さんでございます。平成24年3月末での会員登録数は23名となっております。22ページから23ページは旅客の名簿、次の24ページは身体等状況票でございますが、24ページに修正がございますので、申し訳ございません。恐れ入りますけども24ページの一番上ですね、左から4つ目に「要介護度等」という欄がございますけども、要支護2とありますけども、要支援2の誤りでございます。申し訳ございません。要支援2でございます。新規登録会員増加は、すみません23ページに戻りますけども、22番、23番の2名でございます。利用目的は通院でございます。

説明は以上であります。

# 会長

ただいま、事務局の方から説明がありましたけども、今の説明に関しまして何か、皆様方の方からご意見、ご質問等がありましたらお受けしたいと思いますが。いかがでしょうか。

#### B委員

福祉有償運送の実績報告書、平成23年度の下半期の中のほほえみながさきさんの場合に損害賠償措置状況が別添となってますけど、浦上の丘さんの

## B委員

場合は損害賠償措置状況が無制限、無制限、搭乗者が 1, 000万円となっており、一番最後の恵仁会さんの場合も損害賠償措置状況が無制限、無制限、搭乗者が 1, 000万円となっており、ほほえみながさきさんだけ別添となっていますが、この別添はつけてはいないのですか。これは事務局のほうで確認をしたということですか。これは教えていただくことはできないのですか。

#### C委員

これは、別添というのは、各運転者の車両保険の写しを全部出しています。 その書類は、別冊資料②の中のものと同じものになります。

# B委員

②の中にあるんですね。

#### C委員

そうです。それで、別添と記載しました。

## 会長

よろしいですか。車両保険の自賠責欄の別添は、これは別冊資料②にあるものということで、よろしいでしょうか。

その他に、ご意見とかご質問がありましたら、お受けいたしますが。 よろしいですか。

それでは、次の議題に移ります。

3議事(3)「登録の有効期間満了に伴う更新登録について」でございます。

事業者の更新が2事業者の更新が協議されますが、この案件で、委員となっている事業者分については、自らの案件協議の際は事業者説明席に移動のうえ、説明を求められた際は、随時、説明を行っていただきます。また、合意するか否かの協議の時間帯は、退室していただくようにしたいと思います。

それでは、はじめに、ほほえみながさきさんから出ております更新登録から協議いたします。ほほえみながさきさんの担当は、事業者説明席へ移動をお願いしたいと思います。

それでは事務局から、説明をお願いします。

事務局

それでは説明いたします。お手元の協議会資料6ページをお開きください。更新登録に伴う資料は、「別冊資料②」になりますが、資料がたくさんございますので、見やすいように1枚の資料にまとめております。

表の下から5つ目でございますけど、旅客から徴収する対価及び、その下、 旅客の範囲につきましては、変更はありません。さらに一つ下、会員数につ いては前回の更新時75名から38名へと37名減少しております。

続いて、「別冊資料②」をご覧ください。1枚めくっていただきましたところに、一覧表をつけております。1番から2番の③まで129ページの資料となっております。

1ページが協議会会長あての協議の申請書でございます。続いて、2ページ、3ページが登録申請の写しとなっております。次に、4ページから12ページまでが定款でございます。次に、13ページから21ページまでが登録事項の証明書となります。次に、22ページが役員名簿でございます。次に、23ページが「いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類」として、宣誓書が提出されております。次に、24ページが「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」でございますが、こちらはこの協議会において合意に至りましたら事務局が作成するものとなります。次に、25ページから59ページが、自動車についての使用権限を証する書類として、「福祉有償運送に係る自家用自動車の使用に関する契約書」と車検証となっております。

次に、60ページでございますが、運転者の名簿が提出されております。

6 1ページから66ページが運転免許証と修了証でございます。次に、67ページ、68ページが運行管理の責任者の就任承諾書となります。次に、69ページが運行管理の体制等を記載した書類となります。次に、70ページから73ページは、「運行する自動車数が5両以上の事務所の場合の、運行管理の責任者が運行管理者、運行管理者試験の受験資格を有する者、安全運転管理者の資格要件を備える者のいずれかであることを証する書類」として、所定の基礎講習の修了証書等を添付しております。74ページから105ページが、「旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類」でございます。次に、106ページから108ページが、旅客の名簿と「身体状況等、態様ごとの会員数」の一覧表となっております。次に、109ページが自家用有償旅客運送者登録証となります。次に、110ページから128ページが身体等状況票となります。 最後に、129ページが旅客から収受する対価を記載した書類となります。資料の説明は、以上でございます。。

会長

はい、ありがとうございます。事務局に説明していただきましたが、委員 の皆様から何かご質問はございませんでしょうか。

D委員

72ページにあります修了証書ですが、日付が平成22年6月4日となっていますが、これは2年越しの更新ですか。24年の6月になったら更新したということですか。添付しなくていいのか、と思いまして。

72ページの資料は平成22年6月となっていますが、70ページの資料 は平成20年2月となっています。

事業者

運行管理責任者の資格証明書なので、これには任期はありません。

D委員 入れていないのですか。

事業者 任期はないです。

D委員 任期がないのですか。

事業者はい。運行管理責任者の証書なので。

会長 平成22年6月の日付になっていますけども、これは、いつまでという任期がないということですか。

事業者 そういうことです。

会長よろしいでしょうか。

D委員 しかし、70ページには20年2月6日となっているんですが。

事業者
それは証書を受けた者の名前が違っています。

D委員 わかりました。

会長よろしいですか。その他、ご質問があればお受けいたします。

D委員 運送実績のところで、一回の利用者ですが、別冊資料①の1ページの運送 実績及び会員数というところですが、例えば12月、この月の運送の対価以外にかかる収入が147.480円、実際に運送を行った会員数が16名、

D委員

そこで、一人当たりを計算すると約9千円。そして、運送の対価にかかる収入を運送回数で割ってみますと約600円。そうなると、一人当たり19人の人たちが何回運送をするのかを聞きたいです。延べ回数でいいです。

事業者

協議会資料の、5ページに23年12月が運送回数254回、147,4 80円ということで、運送職員が3名で、ボランティアさんが16名実際運送を行いました、ということになります。

D委員

はい、わかりました。

会長

よろしいでしょうか。他に何かありませんか。はい、E委員お願いします。

E委員

旅客対価の件ですが、別冊資料②の129ページで、この表では50km まであげているので、この距離の輸送が可能なんですか。

事業者

これは、前々回の運営協議会の時に、光晴会病院に通院されている西海市の患者さんが、だいたい50kmくらいあるんです。それでボランティアさんが長くてどうしようもないと、かなりの距離で往復4時間くらいかかると、それで運営協議会の方でご了解いただいて、これまで10km以上が1kmあたり100円でしたが、70円というこで運営協議会でご了承いただいたということになります。

会長

よろしいですか。他にございませんか。よろしいでしょ**う**か。

それでは、これより合意について協議いたしますので、事業者の方は、一 時、退室ください。

それでは、引き続き、皆様にお諮りしたいと思います。

ほほえみながさきさんから提出された更新登録につきまして、意見をお伺いしたいと思います。

意見がないようですので、更新に合意することとしてよいでしょうか。

各委員

(異議なし。)

会長

それでは、合意することといたします。ほほえみながさきさんの方に入室 をお願いします。

会長

それでは、ほほえみながさきさんのほうの更新に合意するということにな りましたので、よろしくお願いいたします。元の席にお戻りください。

それでは、次に、浦上の丘福祉支援サービスさんの更新登録について、協 議したいと思います。事業者の方は、席を移動してください。

それでは、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは資料に基づきまして説明させていただきます。お手元の協議会資料の7ページをご覧ください。先ほどと同様に、1枚の資料にまとめております。下から5つ目の段。旅客から徴収する対価及びその下、旅客の範囲については、変更はございません。さらにその下、会員数については、前回の更新時43名から68名へ25名増加しております。

続きまして、「別冊資料②」をご覧ください。2枚めくっていただいたところに一覧表をつけております。1番から2番の⑬まで75ページ分の資料となっております。

まず、130ページでございます。協議会会長あての申請書となっております。次に、131ページ、132ページが登録申請の写しでございます。

次に、133ページから140ページまでが定款でございます。次に、14 1ページ、142ページが登録事項の証明書となっております。次に、14 3ページが役員名簿でございます。次に、144ページが「いわゆる欠格事 由に該当しない旨を証する書類」として、宣誓書が提出されております。次 に、145ページが「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」 でございますが、この協議会で合意に至りました後に、事務局が作成するも のでございます。次に、146ページから148ページまでが自動車につい ての使用権限を証する書類で、浦上の丘さんの場合、使用する車両がすべて 事業所の車両となっておりますので、車検証のみを添付しております。次に、 149ページが運転者の名簿、150ページから153ページが運転免許証 と修了証となっております。次に、154ページ、155ページが運行管理 の責任者の就任承諾書となります。次に、156ページが運行管理の体制等 を記載した書類となります。次に、157ページから163ページが旅客そ の他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じているこ とを証する書類となります。次に、164ページから168ページまでが旅 客の名簿と「身体状況等、態様ごとの会員数」でございます。次に、169 ページが現在の自家用有償旅客運送者登録証となります。次に、170ペー ジから203ページが身体等状況票でございます。最後に、204ページが 旅客から収受する対価を記載した書類となっております。

資料の説明は以上でございます。

会長

はい、ありがとうございます。今、事務局の方から説明をいただきました けれども、委員の皆様から何かご質問はありませんでしょうか。

C委員

別冊資料②の151ページの修了証ですが、3名分しか添付されておりませんが。

事業者

2種を持っています。

会長

よろしいですかね。皆さん、他にご質問ありませんか。

副会長

すみません、わたくしの方から、132ページの運送しようとする旅客の 範囲で、イロハニのロハニに丸をされていますけども、二の対象の範囲をそ の他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害等ということであるんです が、この旅客の名簿の中に、二に該当する方がいないようですが。

事業者

介護保険の要介護を受けている者と要支援を受けている者なんですけど、 その重複するかたちで身体障害者とかの足が不自由だったりとかいうのは ありますけども。該当するというか、単独での該当者はいないです。

会長

よろしいですね。今のご説明は、ロハニの申請になっておりますけども二だけに該当する方はいらっしゃらないということですね。ロとハに重複されている方はいらっしゃるということですね。よろしいですね。はい、C委員。

C委員

二のその他の障害ということで、たぶんこれは前回か前々回の運営協議会で事務局の介護保険課田熊係長が二については削除して、ロハにするようにとなったと思うのですが。

事務局

はい。平成21年5月21日付自動車交通局旅客課長発のですね、福祉有 償運送企画福祉協議会における協議にあたっての事務検討についてという 通知に基づいてですね、登録の申請において該当することがいない部分は申 請することができないこととされているという規定がございますので、今、

C委員さんがおっしゃったとおり、該当する方がいないところについては、 そこは削除してくださいというかたちでお伝えしております。

会長

そうなりますと、今、二に丸がついておりますから、削除してくださいと いうことになりますね。

事業者

はい。

会長

よろしいですかね。それでは、二については削除するということでお願い したいと思います。その他、何かご質問とかありませんでしょうか。

会長

それでは、ご質問がないようですので、これより、合意についての協議を したいと思います。事業者の方は、いったん退室をお願いいたします。

それでは、引き続き、皆様にお諮りします。

浦上の丘さんから提出された更新登録について、ご意見はありませんでしょうか。

D委員

別冊資料②の204ページのタクシー料金の参考とありますけども、今、 長崎市内の初乗りは560円じゃないんです。1kmまでが500円で加算 が193mごとに50円です。ですから、この算定基準が古いのをもとにし ているようです。対価は、だいたい2分の1以内ですよね。料金の再検討を していただければと思いますけど。算定基準が間違っていますので、それに 見合う資料を提出していただければいいのかなと思います。

会長

この算定基準が今1km500円なんですね。

D委員

はい。今、小型と言わないで、普通車と言います。今、長崎一帯は1km 500円で加算が193mごとに50円となっています。それをもとにすると、範囲内におさまりそうですね。いずれにしましても、整理していただいたほうがいいかと思われます。これは間違いですね、と一応指摘しておきたかったもので。

会長

はい、わかりました。そうしますと、算定基準このあたりを整理していただきます。いつから変わったのですか。

D委員

平成19年からです。

会長

わかりました。それでは、整理していただいて、事務局の方に指導をして いただくということでよろしいでしょうか。

事務局

わかりました。この分については変更をお願いしたいと思います。資料に つきましては、前の料金と同じということのようですので、基準の方の変更 をお願いしたいと思います。

会長

よろしいでしょうか。それでは、他にございませんでしょうか。

C委員

資料①の8ページで、下から2番目の輸送実績及び会員数の実際に運送を 行った会員数とあり68名とありますが、その上の運送する旅客の範囲及び 数では89名となっていますが。

事務局

今のご質問ですが、旅客の数の分ですか。89名の分でのご質問ですか。

C委員

いえ、実際に運送を行った会員数で、運転者6人に対する会員数でしょ。

事務局

資料は、別冊資料①8ページの今、C委員さんが言われていますのは、表が大きく3つありますけども、中ほどの輸送実績及び会員数というところの名簿登録会員数と実際に運送を行った会員数というのがございまして、例えば3月ですけども、会員数が68人。実際に運んだ会員数というのが68人中38人を輸送しましたと、いう表現の仕方になります。で、その他の人はですね、入院の方、あるいは通院がなかったというような方ということで報告を受けております。

C委員

実際に運送を行った数ですね、。89人の方を運送されていますよね。8 9名の方のうち38名しか運送しなかったということですか。

事務局

さきほども説明しましたけども、それぞれ旅客の範囲の対象者数をですね、記載しておりまして、実際の登録者数は68名でございます。

C委員

実際は68名ですか。では、この89名というのは。

事務局

それぞれの旅客の範囲ごとですね。身体障害者や要支援者などいますけども、これをそれぞれ提示しておりまして、延べで89名という記載になっております。それで実登録者数になおしますと68名になります。

C委員

ちょっと意味がわからないんですけども。

会長

身体障害者や要支援などの数を合計したら89名となります。実際は68 名なんですけども、重複しているということですね。

さきほどの、イロハニの二の部分をはずすということでお話をさせていただいて、その二の部分にあたる方が21名いらっしゃるので、この21名の方は外すというかたちで、要支援、要介護者これらを合わせて68名になります。それで、これらと重複している方が21名いて合わせて89名になって、実質68名の方が会員登録数としているということに。

# C委員

実際は登録されているだけで、利用されていないということですね。私が 質問したかったのは、実際に運送を行った会員数ということなので、運転手 の数じゃないんですか。

会長

いや、C委員、これは違うんですよ。実際に利用された方。運送を行った 会員数なんですよ。会員数。利用者なんです。会員数なので、運転手ではな いです。

## C委員

わかりました。そういうことなんですね。

会長

そうしますと、ほほえみながさきさんのほうは、そうじゃないということ になりますか。

## 事務局

1ページ目の同じ記載を確認しますと、3月の部分をみていただきますと 名簿登録者数が38名と、15人が3月の利用者の方ということになりまして、記載の仕方は同様であると考えます。

会長

よろしいですね。このことについては、問題ないということでよろしいで すか。その他ご意見はありませんか。

それでは、さきほどの対価の問題について、事務局の方からあとでいいんですけど、ご指導いただきまして、更新に合意することとしてよいでしょうか。

委員

(異議なし)

会長

それでは、合意することとしまして、浦上の丘の方に入室をお願いします。 それでは、みなさまの方からご意見をいただきましたけども、更新に合意 するということでしたいと思います。どうぞ、お席にお戻りください。 本日の協議は、2件とも更新登録に合意することに決定いたしました。 協議は、これで終了いたしますが、事務局から何か説明などはありますか。

事務局

すみません、介護保険課の西山です。前回の平成23年度の第2回の運営協議会におきまして、恵仁会さんにおきまして、待機料金の対価を恵仁会さんだけ設定されているんですけども、そちらの内容につきまして、ご質問をいただいておりました。そのことにつきまして、利用料金が適正に処理されているかを含めまして確認させていただきましたので、ここでご報告させていただきたいと思います。確認しました対象の範囲としましては、前回の第2回の時の報告となりますので、平成23年の4月から9月までの上半期を確認しております。確認の方法としましては、事業者に提出していただきました乗務記録により確認いたしております。その結果、乗務記録に記載されておりました走行距離に基づきまして、利用料金の方は適正に算出されていたということを確認いたしております。待機料金につきましては、往復利用される方がいらっしゃいまして、その方は往路の終了時刻から復路の開始時刻までに待機していた時間が30分以上の場合に、一律500円という設定になっております。そのことにつきまして、事業所の方にも改めて状況等を

確認した限りで、一律500円ということで、適正に算出されておりました。 なお、利用料金、待機料金につきましては、平成23年度上半期の各月の実 績報告の数字と一致しておりましたので、金額につきまして適正に処理され ていると判断いたしました。以上です。

会長

はい、ありがとうございます。

#### 事務局

事務局の方から、次回の日程についてですが、来年1月ごろに半年に1度の定期報告、これが平成24年度上半期分の報告、と、それから恵仁会につきまして更新登録に係る協議を予定いたしております。日程については、会長と協議のうえ決定させていただきたいと思います。事務局からは以上です。

# 会長

はい、ありがとうございます。今の事務局から次回の日程について説明が ありましたが、何かご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、本日の協議会は、全て終了いたしました。 委員の皆様、お疲れ様でした。